

総務大臣による指定基準

- 基準 1** 募集適正実施基準
基準 2 返礼割合 3 割以下基準
基準 3 地場産品基準

※各地方団体は、指定を受けている期間を通じて、各基準に適合した募集を行う必要があり、基準のいずれかに適合しなくなったと認められるときは、指定を取り消される。

(参考)

＜地方税法 関係条文抜粋＞

(寄附金税額控除)

第三十七条の二 略

- 2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金（以下この条において「第一号寄附金」という。）であつて、都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準（都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。）を提供する場合には、当該基準及び次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

⇒**基準 1** ふるさと納税の募集を適正に実施すること

- 一 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領した当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

⇒**基準 2** 返礼品は返礼割合 3 割以下とすること

- 二 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

⇒**基準 3** 返礼品は地場産品とすること

- 3 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を受けようとする都道府県等は、総務省令で定めるところにより、第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項を記載した申出書に、同項に規定する基準に適合していることを証する書類を添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。

＜平成三十一年 四月一日付総務省告示第百七十九号関係条文抜粋・要約＞

基準1 募集適正実施基準 ※以下のいずれにも該当すること

(募集の適正な実施に係る基準)

第二条 略

一 地方団体による第一号寄附金（都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金）の募集として次に掲げる取組を行わないこと。

イ 特定の者に対して謝金その他の経済的利益の供与を行うことを約して、当該特定の者に寄附者を紹介させる方法その他の不当な方法による募集

ロ 返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告

ハ 寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供

ニ 当該地方団体の区域内に住所を有する者に対する返礼品等の提供

二 各年度において第一号寄附金の募集に要した費用の額の合計額が、当該各年度において受領した第一号寄附金の額の合計額の百分の五十に相当する金額以下であること。

ただし、各年度において受領した第一号寄附金の額の合計額が少ないことその他のやむを得ない事情があると総務大臣が認めた場合は、この限りではない。

三 平成三十年十一月一日から申出書を提出する日までの間に、ふるさと納税制度の趣旨に反する方法により他の地方団体に多大な影響を及ぼすような第一号寄附金の募集を行い、当該趣旨に沿った方法による第一号寄附金の募集を行う他の地方団体に比して著しく多額の第一号寄附金を受領した地方団体でないこと。

基準3 地場産品基準 ※以下のいずれかに該当すること

(地場産品基準)

第五条 略

一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。

二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

| | |
|---------|---|
| 認められる例 | <ul style="list-style-type: none">・ 町内で生産された牛乳や果物を100%使用して製造されたジェラート・ 町内で事業者が100%自社で栽培したりんごを使用して町外の工場で加工したりんごジュース・ 原材料の柑橘のうち9割以上町内で生産された柑橘を使用したジュース |
| 認められない例 | <ul style="list-style-type: none">・ 製造に用いる牛乳のうち町内で生産された牛乳を約1割使用した 町外製造のアイスクリーム・ 町内で生産された醤油・ポン酢を使用した町外で加工されたもつ鍋・水炊き・ スチール缶の原材料となる鉄を町内で製造しそのスチール缶を使用したビール |

三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。

| | |
|---------|--|
| 認められる例 | <ul style="list-style-type: none"> ・町外で生産された豚肉を町内で切断、調理、袋詰めしている豚肉加工品 ・町外で生産された原材料を用いて、町内で醸造した酒類 ・町外で生産されたグラスに、螺鈿細工や漆芸等を町内で事業者が施した工芸品 |
| 認められない例 | <ul style="list-style-type: none"> ・海外で生産し、町内で事業者が検品を行っているラジオ（検品のみ） ・町外で生産されているが町内の茶商が監修しているペットボトルのお茶（企画・監修） ・町内事業者が梱包している町外で生産された果物（梱包のみ） <p>※企画、監修、デザイン、梱包、ラベルの貼付、選別、切断のみ、冷凍作業のみは、製造・加工工程には含みません。</p> |

四 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。

| | |
|---------|--|
| 認められない例 | <ul style="list-style-type: none"> ・南知多町内で創業した事業者が南知多町外で生産するもの ・南知多町の出身者であるパティシエが南知多町外で製造する洋菓子 ・南知多町出身者等ゆかりの者に関連したもの ・包装紙に南知多町名が記載されているだけのもの |
|---------|--|

六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。

| | |
|---------|---|
| 認められない例 | <ul style="list-style-type: none"> ・町外で生産された商品と南知多町のPR冊子をセットにしたもの ・町外で製造されたビールと町内で生産されたタオルをセットにしたもの ・海外製タブレット端末に町内で探索できるアプリを予めダウンロードしたもの |
|---------|---|

七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

| | |
|------|--|
| 留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・返礼品の提供にあたっては、転売予防策を講じること（予防策例） ・返礼品への寄附者氏名やID番号記載 ・役務提供にあたっての本人確認書類の提示要求 |
|------|--|

八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。

イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各

- 号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの共通の返礼品等とするもの
- ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
- ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。